

利用者の皆様へ

射水市子ども福祉課
射水市立太閤山児童館

児童館利用者登録票提出と利用についてのお願い

日頃から、本市の児童福祉行政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

児童館を利用する際には登録票の提出をお願いしています。これは児童館を利用する児童の把握上必要とされるものであって、その他の目的で使用することはありません。

【目的】

- 体調確認連絡のため
- けがなどの緊急時に連絡を取るため
- 台風や地震などの災害時、来館者を把握するため

【児童館を利用される際に、ご協力いただきたいこと】

- 1 本人又は家族に発熱や咳、鼻水、喉の痛み、下痢などの症状がある場合や学級閉鎖等で休みの場合は、利用できません。また、事前に体温測定、体調チェックをしてください
- 2 感染症が流行している場合や館内が混雑している場合には、マスクをお願いすることがあります。
- 3 入館の際の手指消毒や、必要に応じての手洗い、消毒、検温
- 4 利用登録票の提出

【お問い合わせ先】

こども福祉課 電話 51-6546
太閤山児童館 電話 56-3002

(児童館の電話番号の登録をお願いします)

太閤山児童館利用登録票

年 月 日

射水市立太閤山児童館長

保護者 住所

氏名 利用児童との関係

下記のとおり児童館の利用を申し込みます。

ふりがな					男・女
利用児童名					
生年月日	年		月		日生
住所					
通学学校				年齢	
緊急連絡先	1	TEL			
	2	TEL			
	3	TEL			
その他 (健康状態等)					
ホームページ掲載	可・否	館内 掲示物	可・否	新聞等 外部への掲示	可・否

※毎年、年度初めに登録票を提出していただきます。これは児童館を利用する児童の把握上必要とされるものであって、その他の目的で使用することはありません。年度ごとに提出していただき、保管を密にし、期限切れの書類は消去いたします。

※登録票は緊急時の連絡に必要なため、緊急連絡先は必ず連絡の取れる電話番号を記入し、必ず提出してください。

太閤山児童館へ提出してください